

(2) 意見活動

建議要望・意見[内容一覧]

	内 容	実 施	要望先
I	1. 長岡版広域道路ビジョンへの支援 2. 交通渋滞の緩和策の推進 3. 大積パーキングエリア スマートインターチェンジ (仮称) の早期実現	6 月 11 日	北陸地方整備局
II	1. 新潟空港への鉄道乗り入れ 2. 北陸新幹線と上越新幹線を結ぶ直行特急の早期実現 3. 長岡～越後湯沢間の新幹線Wきっぷの販売	7 月 19 日	J R 東日本新潟支社 (新潟県鉄道整備促進事業 協議会として)
III	観光客・ビジネス客による経済波及効果拡大に 関する要望 1. 誘客拡大に向けた「ホスピタリティ強化」への支援 2. 魅力的な地域資源である「食文化」の発信力強化 3. 広域観光の推進を核とした「観光ルート」の設定	9 月 4 日	長岡市長 磯田 達伸 氏
IV	令和 2 年度新潟県の産業振興施策に対する要望	10 月 11 日	新潟県知事 花角 英世 氏 (新潟県商工会議所連合会 として)
V	令和 2 年度税制改正に関する要望	11 月 21 日	地元選出国會議員
VI	新型コロナウイルス感染症対策における中小 企業支援に関する緊急提言	令和 2 年 3 月 6 日	国 (日本商工会議所として)

令和 2 年 6 月 11 日

北陸地方整備局

局長 □岡 幹夫 様

1. 長岡版広域道路ビジョンへの支援 について

昨年の長岡開府 400 年を機に、将来的な道路整備の方向性と連携軸の強化に向け、会津地域につながるルートや広域観光、通勤通学、自然災害に備えた道路整備のあり方を検討しましたので、ご支援をお願いいたします。

2. 交通渋滞の緩和策の推進 について

平成 25 年に「長岡東西道路：フェニックス大橋」が開通しましたが、長生橋や越路橋からの交通量が増加し、特に朝の通勤時間帯に東詰めの交差点付近が渋滞しております。今後、国道 17 号と接続されると、さらなる交通量の増加が予想されますので、渋滞対策を検討いただきますよう、お願いいたします。

3. 大積パーキングエリア スマートインターチェンジ（仮称）の早期実現 について

平成 29 年 3 月に、北陸自動車道：長岡北スマートインターチェンジが開通し、利用台数が年々増え続けております。

今後も、高速道路の整備による経済波及効果が大いに期待されることから、長岡市の西の玄関口として、「大積パーキングエリア・スマートインターチェンジ（仮称）」の早期開通の実現に向けて、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以 上

令和2年7月19日

J R 東日本新潟支社 御中

1. 新潟空港への鉄道乗り入れ

新潟空港の利用者の増加並びにインバウンドによる県内観光施設への利便性が期待できるため、J R 新潟駅から新潟空港への在来線（白新線）の乗り入れによるアクセス向上をお願いしたい。

2. 北陸新幹線と上越新幹線を結ぶ直行特急の早期実現

長岡・柏崎・上越地域間の移動時間の短縮と利便性の向上を目指すことで、交流人口の増加につながるものと期待できるため、北陸新幹線と上越新幹線を結ぶ直行特急の早期実現をお願いしたい。

3. 長岡～越後湯沢間の新幹線Wきっぷの販売

長岡～越後湯沢間の上越新幹線料金は、お得な割引きっぷが設定されていないことから、同区間の新幹線利用者に不便を感じている。
観光シーズンの広域観光を推進するため、販売について検討をお願いしたい。

以 上

令和元年 9 月 4 日

長岡市長 磯田 達伸 様

要 望 書

人口減少時代の到来により市場規模は縮小し、長岡市においても業種を問わず売上減少、収益悪化のスパイラルに陥り、地域企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

こうしたなか長岡商工会議所では、長岡を訪れる観光客、ビジネス客による経済波及効果を高めることこそが地域経済活性化の起爆剤と捉え、業種別 10 部会において、その方策について協議し、意見集約をいたしました。

この結果をふまえて、下記 3 項目を要望いたします。

長岡市より、格別なご理解とご高配を賜われますようお願い申し上げます。

記

◎観光客・ビジネス客による経済波及効果拡大に関する要望

1. 誘客拡大に向けた「ホスピタリティ強化」への支援
2. 魅力的な地域資源である「食文化」の発信力強化
3. 広域観光の推進を核とした「観光ルート」の設定

長岡商工会議所
会頭 丸 山 智

観光客・ビジネス客による経済波及効果拡大に関する要望

- ・人口減少により市場規模が縮小するなか、地域経済を活性化するためには、交流人口を増やし、経済波及効果を生み出すことが重要であります。そこを目指すためにはこれまで以上に「観光振興」へかかる期待が大きくなっています。
- ・長岡市には多くの魅力的な地域資源がありますが、その魅力を内外に発信して長岡を訪れる来岡者の滞在時間を増やし、長岡で消費してもらうことにより経済波及効果をもたらすことが重要であるとの認識に立ち、全産業の共通テーマとして意見集約を図りました。
- ・つきましては、上記趣旨をご理解いただき、経済波及効果拡大に向けた方策として提案する下記3項目について、産業界と一体となって取り組んでいただくよう要望いたします。

－記－

1. 誘客拡大に向けた「ホスピタリティ強化」への支援

- ・長岡市は、全国的に知名度の高い長岡花火はもとより、歴史や文化など、魅力的な地域資源が数多く存在し、豊かな食文化や自然環境にも恵まれた素晴らしい地域です。
しかし、長岡市民であっても、こうした地域資源や観光名所の魅力を十分に理解できていないこともあり、来岡者に対して情報を十分に届けられていないのが現状であります。
- ・観光誘客を促進し、リピート客を増やしていくためには、長岡市民や企業・団体の一人ひとりが長岡の魅力を理解し、それぞれが広告塔となって発信できるよう、地域が一体となってホスピタリティを向上させることが不可欠であります。
- ・つきましては、観光客・ビジネス客の拡大を図るため、従来のような総花的な観光ガイドではなく、長岡市への転勤者や、長岡在住の外国人・留学生、観光客等、市民以外の方々が長岡の魅力として評価している資源やストーリーを紹介する「外から見た長岡の魅力」を網羅した、市民向けの長岡ガイド（仮称）を産業界や関係機関が一体となって製作。これを市政だよりへの折込み等を通じて全世帯・全市民が共有できる観光情報を提供するとともに、未来を担う子どもたちに対する地域に関する教育の充実も含めた、ホスピタリティ強化への取り組みを要望します。

2. 魅力的な地域資源である「食文化」の発信力強化

- ・長岡地域における「食」は、米、酒、米菓などが有名であります。B級グルメとしても定評のある生姜醤油ラーメンや洋カツ、首都圏でも有名な、笹だんご、油揚げ、へぎそば、その他にも枝豆、かぐら南蛮といった長岡野菜や新潟和牛、車麩、えご、さらにこうした地元食材を活かした郷土料理のっぺなど、内外に誇るべき魅力ある「食文化」が数多く存在しています。しかし、その魅力を十分に発信しきれていないとも言えません。
- ・つきましては、観光の大きな柱でもある「食文化」をあらためて見直すとともに、長岡の魅力としてより一層積極的に県内外へPRしていくための発信力強化を要望します。

3. 広域観光の推進を核とした「観光ルート」の設定

- ・インバウンドを含めた観光誘客を促進するためには、長岡地域の魅力だけでなく、広域的な視点に立ち、県内周辺地域との連携による周遊型での提案が不可欠であります。
また、十日町市、津南町で3年に一度開催される世界的規模の「大地の芸術祭」などの各種イベント、映画「峠－最後のサムライ－」やドラマのロケ地、アニメ、漫画の舞台となった場所や建物など、多様な観光コンテンツを結びつけ、それらをSNSや動画で発信することも重要です。
- ・つきましては、長岡市、長岡観光コンベンション協会と当所、さらには観光産業を担うホテル・旅館、交通機関や旅行代理店など関係機関が一体となって、越後長岡観光振興委員会を中核組織として、ストーリー性の高い魅力的な「広域観光ルート」を設定し、国内外へ発信するための支援策の拡充を要望します。

以 上

**新潟県知事
花 角 英 世 様**

令和 2 年度 新潟県の産業振興施策に対する要望書

令和元年10月11日

一般社団法人新潟県商工会議所連合会

会頭 福 田 勝 之

日頃から本県商工業の振興及び各地の商工会議所活動の推進につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り心から感謝を申し上げます。

商工会議所は、政策提言や各種イベントの実施主体となるなど、地域振興の中核的役割を担っています。

また一方で、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年 5 月 21 日法律第 51 号）に基づく小規模事業者経営支援事業の実施に加え、小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから平成 26 年 6 月に制定された「小規模企業振興基本法」に基づき、小規模事業者の持続的発展を支援していくため、各種事業を積極的に展開しています。

さらには、国や県、各自治体の産業労働政策、特に中小企業施策の最終伝達現場としての役割も果たすなど、地域の総合経済団体として多岐にわたる事業活動を行っています。

これらの役割を担っている商工会議所は、会員からの会費収入等の自主財源により事務局運営費の大部分を賄っており、会員企業等による互惠・互助の精神や役員・議員のボランティア的な働きにより成り立っています。

しかしながら、近年、会員数の減少等により会費等の自主財源が減少してきているなか、総じて、財政状況は年々悪化してきています。

つきましては、地域の産業と雇用を守っている中小企業の経営を下支えするため、産業振興施策の更なる充実・強化を図っていただくとともに、中小企業の経営相談・指導体制を担っている県内各地商工会議所の機能を維持していくため、令和 2 年度の予算編成にあたり特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上

目 次

1. 商工会議所・中小企業相談所の維持・強化に対する支援について
2. 中小企業等に対する金融対策及び支援施策の拡充・強化について
3. 地域産業の育成・振興施策の拡充について
4. 中小企業等の人材確保・育成支援の拡充について
5. 大規模集客施設の撤退時における対応及び地域貢献について
6. エネルギーの安定確保について
7. 産業の発展を支える社会資本の整備等について
8. 上越新幹線・北陸新幹線の有効活用に向けた取組の強化について
9. 観光振興の取組強化について

1. 商工会議所・中小企業相談所の維持・強化に対する支援について

県財政が逼迫し財政再建が必要な中、商工会議所を含めた商工団体への補助金についても検証が必要との認識は十分に持っていますが、県経済の活性化を図るためにも、商工会議所・中小企業相談所の維持・強化に向け、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

（１）小規模事業経営支援事業費補助金の充分かつ安定的確保について

県内の中小企業・小規模事業者においては、厳しい経営環境の影響から、事業規模の縮小、合併・廃業等が増加傾向にあり、商工会議所・商工会の会員数減少に歯止めがかからない現状にあります。

商工会議所の会員には、地域経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者が多く、これら会員企業のニーズを把握し、産業振興・経営の安定化に大きな役割を果たしている各地域の商工会議所・商工会が支援活動を継続していくためには、組織の財務体質の維持向上を図ることが必要となっています。

現在、地域の小規模事業者と一緒に課題解決のための支援を継続して行う「伴走型支援」が求められている中、商工会議所の小規模事業者に対する育成指導は、県の支援を受け実施していますことから、商工会議所の経営指導員・補助員・記帳専任職員が引き続き小規模事業者に対する経営支援を十分に実施できるよう、現在の設置数及び補助単価の確保も含め、小規模事業経営支援事業費補助金については令和２年度も前年度同額以上の確保をお願いいたします。

（２）事務局長設置費の安定的確保について

県内の商工会議所におきましては、事務局長が地域産業の振興・発展に資する事業の企画や小規模事業者の経営改善に必要な業務の立案、さらには事務局内の管理監督など多くの重要な役割を担っているのが現状です。

つきましては、県内各地商工会議所の機能を維持・拡充していくために、令和２年度と同設置費の補助額を前年度同額以上確保してくださるようお願いいたします。

（１）・（２）：小規模事業経営支援事業費補助金のように、県職員の給与水準に基づいて補助を行っている補助金については、県において給与費の臨時削減があった場合には、同様の見合で削減を行っております。この度の県行財政改革の一環として、令和２年度から令和５年度まで県職員の給与費の臨時削減が行われることに伴い、事務局長設置費を含めた当該補助金額の削減を行っております。また、補助金交付要領上の補助対象職員設置基準の基礎となる小規模事業者数が減少したことに伴い、令和２年度以降、基準を満たさない商工会議所が出てくることから、該当する商工会議所に対して説明を行い、補助対象職員数が減少することについて御理解をいただいております。

（３）新潟県商工団体支援事業費補助金の確保について

当連合会は、県内 16 の商工会議所のまとめ役として、各地商工会議所の効果的かつ効率的な事業展開に向けて、各商工会議所の活動を幅広く支援しています。

今後とも当連合会の役割・機能を強化していくことがひいては県内経済の底上げにつながるものと確信していることから、令和 2 年度の当連合会に対する事業費補助金につきまして前年度同額以上を確保してくださるようお願いいたします。

県商工会議所連合会が県内商工業者の経営改善に果たす役割は重要なものと認識しておりますが、厳しい県財政状況の中、この度の行財政改革行動計画で示した行財政改革の取組方針を踏まえ、令和 1 年度比で 10%の減額となりました。

（４）資質向上対策事業費の確保について

時代の変化に伴い経営者のニーズが多様化しており、それらに柔軟に対応していくために、経営指導員一人ひとりが最新の経営知識を取得するなど資質向上のために不断の努力が必要となっています。

つきましては、中小企業大学校等における専門研修の受講に対する令和 2 年度の補助額を前年度同額以上確保してくださるようお願いいたします。

事業者の多種多様な支援ニーズに対応していくためには、経営指導員等の資質向上が大変重要であると認識しており、資質向上対策事業費については、本年度並の額を確保いたしました。

新規（５）中小企業強靱化法の小規模事業者支援計画作成等に伴う支援強化について

今年 7 月に「中小企業強靱化法」が施行され、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会議所が市町村と共同で支援するとともに、その支援計画を共同で作成し、都道府県知事が認定することと規定されました。

また、「新・経営発達支援計画」についても、地域課題への対応や効果的な支援実施の観点から、商工会議所が市と共同で作成し、県の意見を聴くこととなっています。

ついては、上記支援計画作成における連絡会議の設置や、関係機関との協力体制の構築を図ってくださるようお願いいたします。

また、事業継続力強化支援はもとより、「新・経営発達支援計画」においては、「法定経営指導員」が計画の作成から実施段階に至るまで関与することが必須となっていることから、県が実施する経営改善普及事業への影響にも鑑み、経営発達支援事業等の円滑な実施に向けて、人材の育成や財政的な支援強化等について、国に対して強く働きかけてくださるようお願いいたします。

事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画につきましては、商工会議所・商工会と各市町村とが連携して作成するものであり、県が全体的な連絡会議の設置や協力体制の構築を図るものではないと認識しております。県といたしましては、事業継続力強化支援計画に係るガイドラインの作成・提示を予定しているほか、経営発達支援計画につきましては、各商工団体が作成した計画の必要性や中小企業・小規模事業者に対する支援策等を十分に理解した上で、国に対し意見を述べるなど、必要な取組を行ってまいります。なお、当該事業の実施に係る経費等について必要な財政措置を確実に講じるよう、全国知事会として国に要望しております。

2. 中小企業等に対する金融対策及び支援施策の拡充・強化について

現在の経済状況は、個人消費の持ち直しや設備投資の増加傾向などから緩やかな回復基調にあると言われていますが、地域中小企業・小規模事業者においては、人手不足の拡大や原材料高騰などの影響を受け、いまだ収益改善を実感するには至っていません。

また、経営者の高齢化が進む中、円滑な事業承継が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域経済の持続的強化と活性化を図り、安定した経営を支援するため、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

（１）中小企業等の万全な資金調達のための対応について

①個々の事業者への柔軟な対応について

融資や信用保証を審査する際に、企業の技術力・将来性・経営者の資質等に基づいた審査が今以上に浸透するよう、金融機関に働き掛けてくださるようお願いいたします。また、融資や信用保証が実行できない場合においては、申込者に対してその理由を明確に説明するとともに、改善策の提案など事業継続に向けた積極的な支援を行うよう金融機関に働き掛けてくださるようお願いいたします。

②セーフティネット資金について

県セーフティネット資金（経営支援枠）で令和２年３月３１日までとなっている要件については、期間延長をお願いいたします。

③創業者等に対する支援強化について

県におかれては、金融機関独自のノウハウを活用した「金融機関提案型資金」を平成２９年度に創設していただきましたが、創業者・創業から間もない事業者の財務基盤強化につながる展開をさらに図ってくださるようお願いいたします。

①～③：県内金融機関や県信用保証協会に対して、年末の資金需要期や災害発生時など、中小企業への資金供給の円滑化の要請を行っているところです。金融機関との協調融資である制度融資などを通じて、企業の技術・将来性・経営者の資質等に基づいた審査が浸透するよう、金融機関に働きかけています。また、セーフティネット資金については、売上高等の減少などの要件を１年延長することとしています。創業者等に対する支援については、R2当初予算において「金融機関提案型資金」を含む中小企業創業等支援資金をR1年度と同額の新規融資枠を確保しています。

（２）生産性革新等挑戦投資促進事業（マイナス金利制度）の継続について

本事業は、企業の生産性向上や経営革新のための民間設備投資を促進するため、平成３０年度に創設された「生産性牽引投資促進事業」に、今年度新たに創業・経営革新型事業承継を加えた形で拡充していただきましたが、県経済の活性化に繋げるべく、令和２年度におきましても同事業を継続してくださるようお願いいたします。

新年度は、「生産性革新等挑戦投資促進事業」において、マイナス金利制度を継続するとともに、より事業効果を高められるよう、支援対象を見直してまいります。具体的には、地域経済を牽引する企業や5G関連機器等を導入する企業の生産性向上に資する設備投資のほか、起業・創業や事業承継の推進、成長産業の創出・育成につながる設備投資を支援し、県内経済の活性化に寄与してまいります。

（３）経営・技術強化支援（エキスパート・バンク）事業費の確保について

本事業は、経営基盤の脆弱な小規模事業者が事業改善や経営革新に取り組む際、大いに利用され数々の企業の課題解決に寄与しています。

つきましては、本県小規模事業者の販売促進、生産性・技術力の向上等を一層促進するため、重点的な取組として、令和２年度も同事業補助額を前年度同額以上確保してくださるようお願いいたします。

（４）経営安定特別相談事業費の確保について

本事業は、倒産回避に向けた駆け込み寺的な個別相談事業であり、その役割は大きく、過去に危機を回避した件数は数え切れません。

売上の減少や人件費、仕入価格の上昇等、企業を取り巻く経営環境が厳しい中、中小企業・小規模事業者の再生に向けた支援がますます必要とされていることから、令和２年度においても同事業補助額を前年度同額以上確保してくださるようお願いいたします。

（３）・（４）：本事業は、中小企業の倒産に伴う社会的混乱を未然に防止するとともに、当県の産業の活力を将来にわたり、維持発展させていく上で重要と考えていることから、本年度並みの事業費を確保したところです。なお、経営安定特別相談事業につきましては、大規模自然災害の影響による商工業者の倒産回避の観点から特例的に実施を認めていた地域において、被災から一定の期間を経たことから、一部減額をしております。

（５）支援機関の連携強化による事業承継の推進について

今年度、個人事業承継税制が創設され、相続税・贈与税の猶予が個人事業者にも適用されました。この制度の利用（事業承継計画の提出）についても法人と同じく県が窓口となっていることから、制度の利用促進に向けて、さらなる周知に努めてくださるようお願いいたします。

また、商工会議所としても事業承継セミナー等を開催するなど取組強化を図りますが、県におかれても「新潟県事業承継ネットワーク」による各支援機関が連携した支援の実施や、「事業引継ぎ支援センター」の活用により一件でも多くの事業承継が推進されるよう体制強化に努めてくださるようお願いいたします。

事業承継税制の利用促進に向けては、県のホームページ上で事業承継税制の制度内容について周知を図っているところであり、今後とも必要な制度周知に努めてまいります。令和２年度は、国事業を活用し、新たにコーディネーターを配置し、事業承継時の経営者保証解除に向けた相談・支援のネットワーク強化を図るとともに、外部人材を活用した第二創業など、前向きな事業承継の取組の推進を図ってまいります。引き続き、ネットワークを活用し、各支援機関の連携強化を図ることで、廃業ではなく、事業承継を選択してもらえるよう、取り組んでまいります。

（６）消費税率引上げ及び軽減税率導入に伴うキャッシュレス化の推進について

本年 10 月より消費税率の 10%への引上げと軽減税率が導入されましたが、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な価格転嫁や軽減税率（複数税率）導入に伴う経理処理等の事務作業の増加は、中小企業にとって大きな負担となっています。

つきましては、制度、法律にのっとり適正かつ公正な取引が行われるよう、事業者や消費者への啓発活動を強化くださるようお願いいたします。また、消費税率の引上げに併せて、キャッシュレス化に対する期間限定の支援制度が実施されていますが、インバウンド対策にも有効なキャッシュレス化の推進に向け、商工会議所としてもセミナーや個別相談会を開催するなど取組を進めますが、県におかれても広報活動を積極的に展開してくださるようお願いいたします。

県では、国と協力し、キャッシュレス決済のメリットや国の支援制度について情報提供を行ってきたところであり、今後とも、様々な機会を捉えてキャッシュレスの普及促進に努めてまいります。令和 1 年度はインバウンドに対応したキャッシュレスセミナー等を実施しており、令和 2 年度も引き続き、観光関係者会議等で先進事例の共有等に取り組んでまいります。

3. 地域産業の育成・振興施策の拡充について

地域産業の育成・振興施策の拡充を図るため、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

（１）地場産業強化推進事業の継続について

本事業は、産地の知名度向上やモノづくり技術の継承、高度技術の習得、成長分野へのチャレンジなど、産地の抱える課題の改善を図ることで、中長期の受注拡大が期待される大変有益な事業です。県におかれては、地域の経済や社会を支えている「地場産業」への支援を強化していただいておりますが、同事業を令和 2 年度におきましても継続してくださるようお願いいたします。

産地の持続的発展に向けて課題解決に取り組む地場産地を対象に、「地場産業強化推進事業」により、産地の中期的な振興計画に基づく取組や、販路開拓・人材育成等の産地課題の解決に向けた取組について継続した支援を行ってまいりたいと考えております。各産地、各業種、個別企業ごとに多岐にわたる課題が存在していることから、産地の状況に精通した上で、商工会議所をはじめとする関係機関と連携を図りながら、オーダーメイド的な支援を展開してまいりたいと考えております。

（２）販路開拓支援事業の拡充強化について

わが国は少子高齢化の中、人口減少社会に突入し、国内市場の拡大が望めない状況から、県内企業においても、海外市場開拓に活路を求める企業が増加しています。

県の地場産業振興事業の中においても、地域産業緊急需要創出事業補助金等いくつか販路開拓支援事業がありますが、令和 2 年度におきましても、国内販路開拓と併せて、「海外展開加速化支援事業」など海外販路開拓を支援する事業の拡充強化をお願いいたします。

中小企業の受注確保や販路開拓を図るため、企業グループ等が実施する需要創出に向けた取組を、「地場産業新展開支援事業」等により支援してまいりたいと考えております。また、海外の販路開拓支援については、昨年度に引き続き、海外展開の取組経験が浅い企業に対するトライアルサポート支援を実施するとともに、海外展開加速化支援事業により企業の海外販路開拓の取組段階に応じた支援を進めます。新たに輸出有望品目に着目して販路開拓に取り組む事業を実施します。あわせて、NICOによる見本市出展やテスト販売等の支援活動を通じて、県内企業による海外市場の取り込みを更に促進してまいります。

（３）起業チャレンジ奨励事業の拡充実施について

本事業は、新規創業時の最も大きな課題であった創業準備段階における経費に対する支援策として活用され、平成 22 年度の創設以来多くの開業に結びつき、

商工会議所では安定した経営の継続を支援するため、開業後のマネジメント支援を行っています。

今後も、県内における創業を一層促進するために、令和 2 年度におきましても、本事業を拡充実施して下さるようお願いいたします。

また、実施に当たっては十分な募集期間を設けるなど、連携する商工会議所と

公募スケジュールの摺合せ等を事前に行い、円滑な事業実施を図って下さるようお願いいたします。

起業チャレンジ応援事業により、県内経済や新たな雇用創出に寄与する起業等を支援するとともに、U・I ターンや再チャレンジによる創業も積極的に支援してまいります。また、公募スケジュールについては、今後、関係団体と調整の上、円滑な事業実施に努めてまいります。

（４）地域振興推進事業費の確保について

国においても産業競争力強化法に基づき、創業支援計画の認定を受けた市町村

が、商工会議所等地域経済団体と連携し、創業者支援を行う制度が創設されていますが、本事業は県独自の制度として、多くの商工会議所において、地域中小企業の経営革新や雇用創出を伴う起業を支援する事業として活用されており、地域経済の活性化に対して大変有効な事業であることから、令和 2 年度も同補助額を前年度同額以上確保して下さるようお願いいたします。

本事業は、商工会議所が主体となって実施する創業・経営革新等への取組及び特産品等の開発により、地域中小企業者の活性化を図る上で重要と考えておりますが、厳しい県財政状況を踏まえ、当該事業の過去実績等を勘案し、一部減額となりました。

（５）建設産業の活性化対策について

建設業者は災害復旧や除雪など、地域住民の安心・安全を守る重要な役割を担う一方で、降雪期等には工事が施工できないなど、不安定な雇用・労務環境を余儀なくされています。特に、中小建設業者の経営は、公共事業が減少傾向の中、人手不足による影響をはじめ、人件費・建設資材・エネルギーコスト等の上昇、さらには下請けとして受注価格に経費増額分を転嫁できないなど、大変厳しい状況にあり、経営体質の改善が急務となっています。

そこで、県内建設産業の活性化を図るべく、総合相談窓口である新潟県建設サポートセンタ

一の拡充はもとより、本業の強化、業種転換、新分野進出、後継者の育成、企業統合・連携等に意欲を持つ建設業者を地域密着で支援できるよう、令和2年度も引き続き地元商工会議所と連携した研修会・セミナーを積極的に開催してくださるようお願いいたします。

また、経費負担が増大している地元中小建設業者の経営の安定、存続を図るためにも、公共事業における適正価格での受注機会の確保に努めていくことが必要であることから、地元優先発注の徹底と公共工事設計労務単価のさらなる引上げについて、支援策を講じるなど対策を図ってくださるようお願いいたします。

県では、地域において重要な役割を担う建設業を支援するため、商工会議所・商工会との連携のもと、総合相談窓口「建設サポートセンター」を設置しており、平成28年度から全ての相談を3回まで無料とする拡充を行うとともに、新分野進出等をテーマとするセミナーを開催しているところです。今後も、より効果的な相談窓口の運営、セミナー開催に向け、地元商工会議所・商工会との連携を強化して取り組んでまいります。また、平成19年10月に施行した「新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例」の趣旨や建設業が地域産業の振興と雇用の確保等に果たす役割を踏まえ、地元密着し地域に貢献している企業の受注機会確保のため、地域保全型工事を発注しているところです。併せて、地域の経済と雇用を支え、除雪や災害対応など地域の安全・安心の確保に重要な役割を果たしている地元中小建設業者が、中長期的に安定した経営を維持し、必要な人材を確保・育成できるよう、公共工事設計労務単価の引き上げについては、建設労働者の賃金水準を改善し、技能労働者等の入職と離職防止のため、施工体制や技能水準の適正な評価を加味する等の見直しを国へ要望しております。なお、令和2年3月の改定において、本県の10職種平均単価は1.54%上昇し、全国順位は22位となっております。

（6）中小食品製造・加工事業者への支援策の拡充について

中小の食品製造・加工事業者の経営の安定・発展を後押しするため、事業用設備又は機械装置等の取得に対する公的な補助金制度の拡充並びに産学連携及び農商工連携を推進するための研究開発や加工技術の高度化に向けた支援策を強化してくださるようお願いいたします。

県では、NICOの支援活動等を通じて、自社商品や独自技術の企画開発から事業化まで取組段階に応じて支援してきたところです。今後も、本県産業の高付加価値化に向けて、食品製造・加工事業者を含め県内企業が取り組む画期的な製品の事業化に向けた開発からプロモーションまで一貫した取組支援や、県内企業と大学等が連携して取り組む事業可能性調査等の支援などに取り組んでまいります。また、小規模企業者等の設備導入促進のための設備貸与事業や、マイナス金利制度を活用した設備投資支援制度である「生産性革新等挑戦投資促進事業」により、企業の経営革新のための設備投資を促し、県内経済の活性化に寄与してまいります。

（7）成長産業分野への参入促進・支援強化について

今後、市場の拡大が期待される航空機産業分野や健康・医療・福祉関連分野等の成長産業分野において、新規参入や関連企業の集積が促進されるよう、産学官金の連携強化や高付加価値化に向けた取組等を継続して実施いただきますようお願いいたします。また、「NIIGATA SKY PROJECT」等の既存の取組に対する支援強化を積極的に図ってくださるようお願いいたします。

県総合計画において、航空機、次世代自動車、医療機器や健康・医療・福祉などを成長産業分野として掲げているところです。引き続き、本県産業の高付加価値化に向け、将来性が見込まれる産業分野や新たな成長産業分野への参入促進及び産学官連携の強化に取り組んでまいります。また、航空機産業の発展に向け、県と市の取組が相互に結びつき、より高い相乗効果を発揮していくことが重要であると考えており、引き続き、新潟市と連携しながら本県航空機産業全体の振興に向けた支援に取り組んでまいります。

(8) 糸魚川地域振興局の存続について

糸魚川市駅北大火からの復興や糸魚川市の発展を考えた際に、糸魚川地域振興局の存在意義は非常に高いものがあると地元経済関係者は考えています。

県財政は大変厳しい状況ではありますが、地域振興局の現状等について検証作業を進める中で、糸魚川市発展のため、糸魚川地域振興局の存続を図ってくださるようお願いいたします。

地域振興局については、体制移行から 10 年以上が経過し、様々な環境変化があったことから、昨年度から検証作業を進めており、今年度は、市町村や外部の関係者へのアンケート、市町村へのヒアリングなどを実施したところです。県民ニーズや行政課題に迅速かつ的確に対応できる、より質の高い行政サービスを提供していけるよう、本庁・地域機関に関わらず、常に簡素で効率的な組織体制にしていくことは重要であり、引き続き丁寧に検討してまいります。

4. 中小企業等の人材確保・育成支援の拡充について

新規 (1) 働き方改革関連法への対応に関する支援

平成 31 年 4 月より働き方改革関連法が順次施行されており、本県においても「新潟働き方改革推進支援センター」が設置されていますが、中小企業・小規模事業者が円滑に対応できるよう、働き方改革セミナーの開催や AI・IoT 導入による成功事例の紹介など、県においても啓発活動及び支援策を展開してくださるようお願いいたします。

働き方改革の推進に向けて、来年度も 10 月と 11 月を働き方改革推進キャンペーン期間とし、政労使一体となって、働き方改革に積極的に取り組む企業の PR や、企業の理解促進に取り組めます。また、県としても、コーディネーターの派遣やリーダー養成講座の開催などにより、企業の取組段階に応じた支援を行ってまいります。

(2) 魅力ある企業の誘致と U・I ターン促進の支援強化について

県外へ進学した学生が地元に戻りたいと思える魅力ある企業の誘致を行政及び関係機関が連携を図り実施するとともに、U・I ターンがさらに促進されるよう、学生及び企業に対する支援強化をお願いいたします。

また、県内企業における優秀かつ将来性のある人材の確保につなげるため、県外流出抑制の対策を図るとともに、一人でも多くの人材が県内企業に就職するよう、「にいがた U ターン情報センター」等を活用しながら、人口流入に向けた取組を積極的に展開してくださるようお願いいたします。

高い付加価値と魅力ある雇用を創出する企業の誘致に取り組んでまいります。また、「にいがたUターン情報センター」(東京 表参道・新潟館ネスパス内)を拠点として、首都圏大学学生等に対する個別相談・職業紹介や企業情報の発信を行うとともに、協定締結による県外大学との連携や就活前の学生と県内企業との交流促進、県内・県外大学と県内企業の情報交換会の開催等を行っております。さらに県内や首都圏におけるインターンシップマッチングイベントの開催や、インターンシップ情報が掲載されているウェブサイト「新潟企業情報ナビ」の発信力機能強化を図り企業の魅力のより直接・効果的な発信と、県内・県外学生のインターンシップ参加促進を図ります。併せて、県外学生の就職活動等における交通費等助成を通じて、より多くの学生と県内企業のマッチング促進に努めてまいります。

(3) 大学等のインターンシップ制度活用とインターンシップ受入企業に関する情報発信強化、雇用機会の拡大について

中小企業の新卒者採用においては、新卒者側が企業側に抱く理想のイメージと違うなどの理由によるミスマッチによって、早期離職につながってしまうケースが多々見受けられます。

つきましては、県内にインターンシップの受入れを積極的に行っている企業が数多くあることから、学生に企業を知ってもらう機会の提供及び企業と就職を希望する学生とのマッチングを推進するために、県内の大学・高専・専門学校がインターンシップ制度を積極的に活用するよう促していただくとともに、地元学生のみならず、U・Iターン者に対するインターンシップ受入企業に関する情報発信の強化を図ってくださるようお願いいたします。

また、若者の雇用機会を創出し、地域経済の活力を維持・拡大するため、成長産業分野の企業誘致を推進してくださるようお願いいたします。

県内・県外学生のインターンシップ参加促進や、その受入企業の拡大に努めるとともに、県内や首都圏におけるインターンシップマッチングイベントの開催や、インターンシップ情報が掲載されているウェブサイト「新潟企業情報ナビ」の発信力機能強化を図るなど、企業の魅力のより直接・効果的な発信に努めてまいります。また、良質な雇用を創出するため、AIやIoT関連分野など付加価値が高く今後成長が期待される分野に対する産業政策と一体となった雇用対策に重点的に取り組んでまいります。

(4) 建設業への若者定着及び技術労働者の確保・育成支援について

中小建設業では、若者の業界離れ、技術労働者の高齢化が深刻な問題となっています。

つきましては、地元建設業への若者定着及び技術労働者の安定確保に向けて、工業高等学校における建設系の専門学科創設や、職業訓練校における建築・土木専門コースの充実による支援等を講じてくださるようお願いいたします。

建設業の人材の確保・育成に向けて、就職合同説明会の開催や、建設産業の魅力等に関するPRなどの入職促進のための取組や、技能資格の取得や研修等を通じた技能向上など離職防止のための取組を行う建設業関係団体に対して支援しているところです。また、建設業の重要性や役割について県民の理解促進を図るため、県民や児童・生徒等を対象とした現場見学会や施設見学会を実施するとともに、効果的な広報に一層努めてまいります。建築・土木系学科を設置している工業高校においては、現場見学会への参加や出前講座の利用など、業界団体から協力を得ながら教育内容の充実を図っているところであります。今後も、インターンシップやデュアルシステムの実施など、関連団体と連携した取組を進め、地域の産業や社会を支える人材の育成に取り組んでまいります。

新規 (5) 中小企業の労働力確保に向けた支援策の拡充

人手不足が年々深刻化するなか、労働力確保のため、中小企業にとっては経験に裏打ちされた優れた技術・技能を有する高齢者を今以上に活用することが求められています。

さらには、国内の人口減少により、就労人口の確保が期待できない現状において、作業効率を高め生産性向上を図ることに加え、労働力不足を補うために、就業機会を求める女性や専門的・技術的分野における優秀な外国人材の受入れも今後進めていく必要があると考えられます。

つきましては、労働力不足を解消するために、高齢者や女性を積極的に雇用できる支援策と外国人労働者の受入れに向けた環境整備等を講じてくださるようお願いいたします。

職に就いていない女性や高齢者を人手不足分野等における働き手として掘り起こし、企業とのマッチングを行う、「女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト」に引き続き取り組んでまいります。また、外国人労働者の受入れについては、労働局をはじめ関係機関と連携しながら労働関係法令の周知徹底を図るなど、外国人労働者も含め、誰もが安心して活躍できる環境の整備を進めるとともに、平成30年12月に開設した外国人受入サポートセンターにおいて、県内企業での外国人材の適正な受入れの支援に努めてまいります。

5. 大規模集客施設の撤退時における対応及び地域貢献について

事業者の撤退時の対応については、「にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例」に基づく「地域貢献ガイドライン」において、県として取組を期待する項目を掲げていますが、この条例やガイドラインの一層の周知徹底を図り、適切な対応が取られるよう、事業者に対する指導等をお願いいたします。

また、地域貢献として、立地市町村の商工会議所や商工会に加入して、地域のイベント等へ積極的に協力することについて事業者に対する指導等をお願いいたします。

事業者の撤退時の対応及び立地市町村の商工会議所や商工会への加入については、「にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例」に基づく「地域貢献ガイドライン」において、県として取組を期待する項目として掲げております。今後も、条例やガイドラインの周知等を進め、事業者の取組推進に努めてまいりたいと考えております。

6. エネルギーの安定確保について

我が国はエネルギー資源に乏しく、エネルギー自給率も数パーセントと先進国の中でも低く、しかも東日本大震災による原子力発電所稼働停止の影響等により、さらに輸入依存度が高まり脆弱なエネルギー構造となっています。

そういった状況の中で、国は「3E+S」（安全・安定供給・経済効率・環境適合）を前提とする「第5次エネルギー基本計画」を策定し、再生可能エネルギーを重要な低炭素の国産エネルギー源であると位置付ける一方、原子力については安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であり、再稼働を進めると明記しました。

当然のことながら、安価・安定的なエネルギーの確保は、地域経済にとっても非常に重要なことであり、県としても国の基本計画に則り、3E+Sを前提とするエネルギー政策の実現に向け、再生可能エネルギーの導入促進など各種取組を展開くださるようお願いいたします。

また、国のエネルギー政策に理解を示し、その実現に貢献している柏崎刈羽原子力発電所の立地地域では、原子力発電所の長期停止による地域経済への影響や先行きの不透明感から来る消費マインドの低下も懸念されているところです。

県におかれては、これらの事情を踏まえた上で、原子力発電所が長期停止している立地地域への経済的影響等についても最大限考慮くださるようお願いいたします。

本県の多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進等により、将来におけるエネルギーの選択の幅の拡大を目指し、県内企業の新規参入や事業化等に向けた支援に取り組んでまいります。

7. 産業の発展を支える社会資本の整備等について

下記の事項を地域経済活性化及び大規模災害発生時の代替機能の強化のための戦略的社会資本として位置付けていただき、優先的に整備を進めてくださるよう特段のご配慮をお願いいたします。また、国をはじめとする事業主体への働き掛けを強めてくださるようお願いいたします。

(1) 道路の整備について

① 日本海沿岸東北自動車道の朝日まほろば IC～あつみ温泉 IC 間の整備促進について

日本海沿岸東北自動車道は、県北地域の「命の道路」であるとともに、日本海国土軸の形成、災害時における代替機能の向上、産業の振興等のため 不可欠な道路です。ミッシングリンクとなっている朝日まほろば IC～山形県あつみ温泉 IC 間の新潟県側では、平成 29 年 9 月から国によるトンネル工事が本格着工され、着実に進められているほか、県として昨年度から用地先行取得に取り組んでおります。今後も、一日も早い全線開通が図られるよう、整備促進を国土交通省に要望してまいります。

② 磐越自動車道の全線 4 車線化の早期事業化について

磐越自動車道の会津若松 IC～新潟中央 JCT 間の暫定 2 車線区間においては、今年度から三川 IC～安田 IC のうち、5.1km が 4 車線化事業として選定されました。また、平成 31 年 9 月の社会資本整備審議会において、会津若松 IC から安田 IC までが優先的に 4 車線化整備すべき区間として選定されました。…… 今後は、4 車線化整備の早期事業化を国や NEXCO 東日本に働きかけを行います。

③ 地域高規格道路上越魚沼地域振興快速道路の整備促進について

本路線は、直轄権限代行として上越三和道路約 7km、八箇峠道路約 9km に加え、今年度から十日町道路約 11km が新規事業として実施されています。また、県事業として、三和安塚道路約 9km を行っております。このうち、浦川原～安塚間の約 4.7km が平成 22 年 3 月、八箇峠道

路の約 6.6km が平成 29 年 11 月に供用開始し、上越三和道路の約 3.0km が平成 31 年 3 月 24 日に供用が開始されました。引き続き、国土交通省と連携し、早期供用が図られるよう努めてまいります。

④国道 8 号柏崎バイパスの整備促進について

柏崎バイパスについては、トンネル工や改良工が進捗しているとともに、埋蔵文化財調査を進めていると聞いております。早期供用に向け、整備促進を国土交通省に要望してまいります。

⑤国道 17 号新三国トンネルの整備促進について

新三国トンネルについては、トンネル工事や改良工を進めていると聞いております。県としては、群馬県及び関係市町村と連携を図りながら、整備促進を国土交通省に要望してまいります。

⑥国道 116 号吉田バイパスの早期事業化について

国道 116 号（仮称）吉田バイパスについては、重要性を十分認識しており、早期事業化に向け、燕市及び新潟市と連携し、道路管理者である国土交通省に要望しております。

⑦国道 289 号（八十里越）道路改廃事業の整備促進について

八十里越は、全体延長 20.8km のうち直轄権限代行で約 11.8km、福島県が約 7.8km、新潟県が約 1.2km の事業を行っています。引き続き、早期の全線供用に向け、国土交通省及び福島県と連携して取り組んでまいります。

⑧フェニックス大橋から国道 17 号へのアクセス道路の早期整備促進について

フェニックス大橋から国道 17 号へのアクセス道路となる上条改良については、H27 年度に県事業で着手し、本年度は改良工を進めております。引き続き、関係機関と連携し、事業促進を図ってまいります。

⑨フェニックス大橋東詰（西宮内 1 丁目交差点）及び西詰交差点の通勤時間帯における渋滞緩和対策の推進について

市と連携し、西詰の交通量調査を実施中であり、今後、調査結果や地域ニーズを踏まえ、整備区間の優先順位を検討する予定です。

⑩国道 8 号（三ツ屋～塩谷新田間）の山側 3 車線化及び国道 18 号上新バイパス（関原交差点～妙高市乙吉間）の 4 車線化の整備促進について

直江津バイパスの山側 3 車線化については、構造物の設計や用地買収を進めていると聞いております。また、上新バイパスの 4 車線化については、道路の設計を進めていると聞いております。早期供用に向け、整備促進を国土交通省に要望してまいります。

⑪都市計画道路黒井藤野新田線の早期全線開通について

都市計画道路黒井藤野新田線は、新潟県が県道大湊直江津線から国道 253 号までの約 0.9km で事業中であり、引き続き、事業促進を図ってまいります。事業化していない約 1.2km については、令和 2 年度の新規事業化に向けて国に要望しております。

⑫地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期事業化について

松本糸魚川連絡道路は、地域経済の活性化、交流人口の拡大等につながる大変重要な道路であり、同道路の早期事業化は国道 148 号の沿線自治体及び経済関係団体にとって 40 年以上にもおよぶ長年の悲願です。

今年、県では糸魚川市山本から上刈までのルートを「松糸・今井道路」として事業化の決定をいただき、地元としては大変喜んでいますが、今後は、事業化区間の早期着工と新潟県側全ルートの事業化決定をお願いいたします。

松本糸魚川連絡道路のうち、松糸・今井道路 5 km が今年度新規に事業化されました。現在は、必要な調査、設計を進めているところであり、引き続き早期工事着手に向け、取り組んでまいります。また、ルート帯未決定区間につきましては、必要な各種調査を進め、ルート帯の決定に向け、取り組んでまいります。

⑬県央基幹病院設置に係る道路環境整備について

県におかれては、2023 年度早期を目標に、J R 燕三条駅南側の高速道路西側に救命救急センターを併設した基幹病院を整備する計画ですが、重篤な患者を一分、一秒でも早く搬送するためには、アクセス道路等の環境整備が必要不可欠です。

現在、建設予定地に至るアクセス道路については、慢性的な渋滞が発生していることから、こうした状況等を踏まえ、下記道路環境の整備促進を図ってくださるようお願いいたします。

○国道 289 号バイパス整備及び（仮称）石上大橋下流橋建設促進について

県央基幹病院へのアクセス道路である都市計画道路 3・3・7 号大島東大崎線整備、燕北バイパス整備及び（仮称）石上大橋下流橋建設を促進すること。

国道 289 号「燕北バイパス」は、朝日大橋を含む約 1.0km 区間が昨年度供用開始しました。（仮称）石上大橋下流橋建設については、三条市街地の交通ネットワークの優先度を見極めながら、早期に効果が発現されるよう短期的な現道対策も含め検討してまいります。

○国道 403 号バイパス整備促進について

慢性的な交通渋滞を解消するため早期に国道 403 号三条北バイパス整備及び延伸を促進すること。

「三条北バイパス」については全体延長 8.3km のうち、約 3.5km を供用しております。引き続き、関係機関と連携しながら、事業促進を図ってまいります。また、その他の道路については、三条市街地の交通ネットワークの優先度を見極めながら、早期に効果が発現されるよう短期的な現道対策も含め検討してまいります。

(2) 鉄道の利便性改善等について

①通勤・通学の時間帯における信越本線をはじめ県内在来線における利便性の確保(増便等)について

②冬期における在来線ダイヤの運行確保について

羽越本線脱線転覆事故以後、安全性の確保を理由に、特に冬期において運休する回数が事故発生前に比較して増加していると思われます。

安全性の確保は当然のことと理解していますが、冬期の通勤・通学の足を確保するためにも、風に強く定時運行できる鉄道として整備されるようにＪＲ東日本に対して働き掛けてくださるようお願いいたします。

①、②：鉄道は、沿線住民の通勤・通学・通院等の生活路線として重要であることから、県では新潟県鉄道整備促進協議会とともに、沿線自治体や各線同盟会等の要望をとりまとめ、利便性の向上について要望活動を行っております。また、H30年の大雪により、信越線の列車立ち往生の他、終日運休する区間が多数発生したことを踏まえ、県としては、県鉄道整備促進協議会等を通じて、安全に配慮した冬期間の運行体制の確立について、ＪＲへの働きかけを行うほか、緊急時には市町村や関係機関との情報の結節点として、効果的に連携し対応してまいりたいと考えております。今後とも、利便性の向上等に向けて、各団体と連携しながら、こうした取組を進めてまいりたいと考えております。

③大糸線の利便性向上について

大糸線は、糸魚川市と長野県松本市を結ぶ沿線住民の生活に不可欠な路線であり、日本有数の観光地を縦走する鉄道ですので、北陸新幹線とのアクセスや並行在来線との連携に配慮し、より一層の利便性向上が図られるように運行各社に働き掛けてくださるようお願いいたします。

大糸線は、市民生活に不可欠な路線であるとともに、糸魚川地域と長野・松本を結ぶ観光ルートとしても重要な路線です。一方、沿線の人口減少が進む中、糸魚川～南 小谷間の利用は非常に少ない状況であり、利用増加が大きな課題と認識しております。そのため、県では、新潟県鉄道整備促進協議会等関係団体とともに、ＪＲ西日本等到大糸線の利便性向上等を働きかけるとともに、大糸線の利用促進に関する取組活動を推進するため、大糸線活性化協議会をH30.12に設立し、利用促進に取り組んでいます。今後も、ＪＲへの要望活動を継続するとともに、大糸線活性化協議会を通じて、利用増加に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

④只見線の全線開通に向けた支援について

只見線は平成23年7月の新潟・福島豪雨災害により、現在も会津川口駅と只見駅間がバスによる代行輸送となっています。現在、2021年度の運行再開を目指し、工事が進められていますが、沿線市町村の生活を支える交通基盤であり、かつ全国的にも景観の美しさが知られ、鉄道ファンにも親しまれる重要な観光資源である只見線の一日も早い全線復旧の実現に向けて、支援策を講じるとともに利用促進に努めてくださるようお願いいたします。

只見線の復旧については、上下分離方式での復旧方針に基づき、R3 年度中の運転再開を目指し、復旧工事が進められています。なお、福島県が負担する復旧費用について、H30.6 に鉄道軌道整備法が改正（災害 復旧制度の要件見直し）され、地元負担の軽減につながったところ
です。福島県知事が会長である「只見線復興推進会議」に本県も参画しており、今後も、只見線
線活用計画の策定など、福島県等と連携しながら利用促進に取り組んでまいります。

⑤飯山線の利便性向上について

飯山線の越後川口駅と森宮野原駅間は駅ホーム内が単線のため、運行本数の増便や効率的な運行を実現することが難しい状況になっています。

つきましては、飯山線沿線地域の観光振興のために、飯山線と上越線の運行本数の増便と、各駅でのすれ違いが可能となる駅ホームの複線化の実現に向けて関係機関に対して働き掛けてくださるようお願いいたします。

飯山線は沿線住民にとって必要不可欠な生活交通路線であるとともに、長岡・十日町地域と長野を結ぶ観光ルートとしても重要な路線であります。そのため県では、新潟県鉄道整備促進協議会や飯山線沿線地域活性化協議会等とともに、ＪＲ東日本新潟支社及び長野支社に利便性向上等の働きかけをしております。また、飯山線沿線地域活性化協議会に本県も参画し、利用促進に向けた取組を行っております。今後も、沿線自治体や飯山線沿線地域活性化協議会等と連携しながら、要望活動等を進めてまいります。

（３）港湾の整備と利便性の強化について

①新潟東港の整備促進等について

1) コンテナターミナルの運営会社へのさらなる協力体制の構築

運営に当たっては連携して集荷活動を行うなど、民営化の効果が発揮できるよう関連他社を巻き込み協力体制の構築に向けた調整を進めてまいります。

2) 大型コンテナ船の着岸が可能となる水深 14m 岸壁の整備促進

港湾計画において、西ふ頭に 14m 岸壁整備を計画しているところです。（現状：12m）整備にあたっては、コンテナ船の大型化の動向や要請、取扱貨物量の推移を見極め、検討してまいります。

3) 大型クルーズ客船（約 17 万トン）寄港に向けた受入体制の充実強化

約 17 万トンの大型クルーズ船が受け入れ可能な施設整備は完了しております。さらなる施設の充実については、クルーズ需要の動向や要請等を見極め、検討してまいります。地元自治体を含む官民 73 団体で構成される新潟港クルーズ客船受入協議会を中心に、クルーズ乗船客の二次交通への対応など受入態勢の一層の充実を図ります。

4) コンテナターミナルの除雪体制のさらなる強化

港湾運営会社において、平成 30 年度に全面融雪ヤードの整備を完了させたところです。今後、さらなる施設の整備により、除雪体制の強化を進めております。

②新潟西港万代島地区周辺における賑わいの創出について

平成 31 年 3 月に万代島地区将来ビジョンを策定し、令和元年度は、アクセス性向上の実現可能性や課題の検証、ビジョンの周知のためのシンポジウムの開催等を新潟市及び民間団体等と協働で取り組んでおります。(万代島にぎわいみなと創造事業)

③新潟港の国際化・拠点化の推進について

国土交通省が、シベリア鉄道を使った貨物輸送を促すための実証事業をロシアで行っています。極東地域からモスクワ近辺まで伸びるシベリア鉄道は、アジアと欧州を陸路で結ぶルートとして、利用を拡大できる可能性を秘めていることから、国際拠点港湾に指定されている新潟港が対ロシアの発出港となるよう従前以上に取組を強化していただくとともに、首都圏被災時の「代替港」としての観点からも、新潟港の機能強化を図ってくださるようお願いいたします。

新潟港が対ロシアの発出港となるような取組については、引き続き貨物量調査等を行うとともに、県内経済界と連携し、経済交流の実態を踏まえつつ、ポートセールス活動等による更なる集荷促進を図る中で既に外国航路を有する船社による航路の誘致に取り組んでまいります。新潟港の機能強化については、貨物取扱量の推移等を見極めながら、必要な機能強化に取り組んでいきたいと考えております。

④姫川港港湾改修事業の整備促進について

港湾改修事業（補助事業）で実施中であり、まずは、-10m 岸壁の早期供用を目指してまいります。

⑤メタンハイドレートの開発に伴う県内港湾の活用について

メタンハイドレートの開発は、平成 30 年 5 月の「第 3 期海洋基本計画」及び平成 30 年 7 月の「第 5 次エネルギー基本計画」の閣議決定により、政府の主要施策の一つとして位置付けられました。

また第 5 次エネルギー基本計画においては、「我が国のエネルギー安定供給に資する重要なエネルギーとして、2023 年から 2027 年の間に、民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指し、技術開発を行う」とされ、表層型メタンハイドレートについては、「回収・生産技術の調査研究に着手しており、広く技術的な可能性に機会を与えながら、有望な手法が見つかった場合には研究対象を絞り込み、商業化に向けた更なる技術開発を推進する」とされているところです。

表層型メタンハイドレートの開発に向けては、回収・生産技術の確立に必要な掘削・砂泥分離・揚収に係る要素技術を中心に、陸上での実験やシミュレーションによる解析を行い、その研究成果を評価するとともに、有望な技術については海洋での検証を行いながら、掘削から運搬までを考慮した生産システムの検討を行うこととし、長期的な取組の中で商業化に必要な条件を検討するとしています。

県におかれては、「海洋エネルギー資源開発促進日本海連合」の一員として、国の取組を積極的に後押しされるとともに、「新潟県表層型メタンハイドレート研究会」での活動を通じて、国からの情報収集や将来の資源開発に参画できるような環境整備に引き続き取り組んでくださることを望みます。また、国との連携を通じて、さらに一歩進んだ取組をご検討いただきな

がら、県内港湾の活用や商業化における直江津港をはじめとする県内港湾施設の活用について、働き掛けを強めてくださるようお願いいたします。

メタンハイドレードの調査内容や必要施設などについて情報を収集しながら、県内港湾の活用を働きかけるとともに、今後の調査や商業化の状況を見 極めながら必要な対応を行ってまいります。また、日本海連合府県と協力し、国の取組を積極的に後押しできるよう取り組むとともに、県表層型メタンハイドレート研究会において、国の回収技術調査の情報提供や、参加企業の技術の活用可能性の検討など、将来の資源開発に参画できるような環境整備に努めてまいります。

⑥寺泊―小木航路の定期航路化と支援策の強化について

観光振興による地域活性化を図る寺泊地域にとりまして、佐渡との航路は大変重要なラインです。

中越地区・県央地区をはじめ、新潟県全体の交流人口の拡大と広域的な観光振興、さらには、交流ネットワークの整備の視点からも、寺泊―小木航路の定期航路化と支援策の強化をお願いいたします。

寺泊―赤泊航路は、開設以来の慢性的な赤字航路であり、船員確保も困難な状況にあったことなどから、地域住民参加による協議会での議論等を経て航路廃止に至ったものです。佐渡汽船は現在厳しい経営状況にあり、船員不足も改善されていないことから、寺泊―小木航路の定期航路化は極めて難しいものと考えておりますが、今年度、観光航路としての可能性を探るため、寺泊―小木間で、ジェットフォイルチャーター便を利用した商品造成を行う旅行会社を支援する事業を実施したところであり、令和2年度についても引き続き実施する予定としております。

（４）新潟空港の整備と利便性の強化について

①新潟空港の既存路線の維持・拡大及び新規航空路開設に向けた取組の強化について

平成29年12月に策定した「新潟空港の路線ネットワーク戦略2017」に基づき、路線の開設・増便、新潟空港の利用拡大、活性化に向け、各商工会議所をはじめとした関係者とともに取り組んでまいります。

②冬期の安全性と安定運航確保に向けたさらなる除雪体制の充実及び震災対応の面における滑走路の液状化防止対策の推進について

新潟空港は国管理空港であり、「令和2年度政府予算に対する新潟県の要望」において、除雪体制の強化を国へ要望しております。また、国による「新潟空港の冬期就航率改善に向けた検討会」において定められた除雪時間短縮のための改善策が確実かつ早期に実施されるよう国に求めています。空港整備事業（滑走路の耐震化、液状化対策等）については、国が計画的に事業を進めているところであり、県も所定の負担を行っているところです。

③新潟空港の3000m級滑走路の整備に関する方針の確立及び提示について

3,000メートル化については、航空機の性能向上や小型機化等が進む中、必ずしもこだわる

必要はないものと考えております。

④ B J（ビジネスジェット）、さらには国際線を含めた L C C の誘致促進について

ビジネスジェットの全国組織である JBAA（日本ビジネス航空協会）を通じた PR 活動により誘致促進に努めるとともに、オリンピック・パラリンピック開催時に、空港関係者と連携して積極的にビジネスジェットの受け入れを行う予定です。国際線を含めた L C C 誘致については、新潟空港初の国際線 LCC である新潟－台北線が実現したところであるが、引き続き、就航実績のある航空会社を主なターゲットとして、県観光局等と連携の上、プロモーション活動等の強化に努めてまいります。

⑤新潟空港から県内観光地等への二次交通の充実に向けた取組強化について

H30 年度から自主的に観光地等への二次交通を運行する意欲をもった事業者に対して、運行経費等の一部を支援する取組を開始し、今年度も事業を継続しているところです。来年度は路線拡充を図る予定となっております。

⑥飛行機の離発着時間に合わせた公共交通のダイヤ設定や分かりやすい誘導看板の設置等を含めた新潟空港利用者に対する利便性向上に向けた取組への支援強化について

昨年度に引き続き、到着口から公共交通機関までのサイン表示やデジタルサイネージによる二次交通の案内など利用者の利便性向上に資する取組を実施しているところです。引き続き、関係者と共に「新潟空港の路線ネットワーク戦略 2017」に掲げた利便性が高く魅力ある空港の実現に向けて、取り組んでまいります。

（５）関川・保倉川流域の抜本的治水対策の早期推進について

平成 27 年 5 月に関川流域委員会のもと「関川・保倉川治水対策検討部会」が設置され、科学的・技術的・経済的な妥当性の観点から「関川水系河川整備計画」の再点検が行われた結果、平成 29 年 7 月に改めて放水路の建設が治水対策として最も適していることが確認されました。

その後、地元住民と関係機関による協議が重ねられ、調査受け入れの了承を得たことから、平成 31 年 3 月に概略ルート帯が公表され、具体的な検討に向けて、現地確認作業が進められているところです。

今後は、確認作業の結果を踏まえ、地域分断や環境への影響といった懸案事項への対応を検討しながら、より詳細なルート素案の作成へと進展して行くものと考えられます。

昨今、全国的に降雨状況が局地化・集中化・激甚化し、防災・減災対策の必要性が高まるなか、上越地域にとって保倉川流域の治水対策は、沿川地域住民の生命・財産を守り、企業等が安心して立地・操業できる安全性を確保するために必要不可欠であることから、継続的な治水対策はもとより、抜本的な治水対策である保倉川放水路の早期推進について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

保倉川流域は、工業、業務機能等が集積した産業基盤として重要な地域である

と認識しております。保倉川流域の治水安全度向上のための抜本的治水対策は必要と考えており、事業を進めるに当たっては、地域のコンセンサスを得ながら進めていくべきと認識しています。今後も早期事業着手に向け、一日も早く地域の合意形成が図れるよう、国及び上越市と協力・連携してまいります。

（６）産業廃棄物最終処分場の整備促進について

県内の産業界では、適正な産業廃棄物処理にあたり、産業廃棄物最終処分実や埋め立て残存容量の現状から、安定的な処分場の確保が緊急課題に挙がっています。

2018年10月から、エコパークいずもぎき第3期処分場の供用が開始されましたが、2031年までに容量を超えることが見込まれています。

県では、今年8月に「上越地区における広域最終処分場整備に係る基本方針」を策定されました。慎重な候補地選定は当然ですが、今後も環境保全と産業・経済活動の基盤整備の観点から、県内の産業廃棄物最終処分場の必要な埋立容量の確保について引き続き特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

廃棄物の適正処理並びに県内の産業振興及び経済の発展のため、産業界と連携して、県内における広域最終処分場の設置を促進し、必要な容量確保に努めてまいりたいと考えております。

（７）電気自動車（EV・PHV）の普及に対応した急速充電設備の整備について

地球温暖化など環境・資源問題への対応策として期待される電気自動車（EV・PHV）が普及拡大していますが、CO2削減等を含む環境への配慮、利便性の向上等に向けて、公共施設の駐車場に急速充電設備を設置するなど対応を進めてくださるようお願いいたします。

また、県内企業で開発した移動式充放電器について、購入補助、自治体への率先導入等を実施することで、充電環境の一層の充実に努めてくださるようお願いいたします。

急速充電設備の整備に向け、次世代自動車（EVやFCV）と併せて、普及啓発活動に取り組んでまいります。

8. 上越新幹線・北陸新幹線の有効活用に向けた取組の強化について

（１）上越新幹線と北陸新幹線の有効活用について

北陸新幹線の金沢延伸開業に伴い、本県の鉄道交通体系は大きく変貌しました。現在、北陸新幹線は令和4年度末の金沢・敦賀延伸開業に向けて整備が進められていますが、一方で県内における長岡・上越地域間が高速鉄道交通体系から取り残されることのないように、その対応を図って行くことが大きな課題となります。

今後、日本海国土軸を強化し、日本海縦貫高速鉄道体系を構築していくには、上越・北陸両新幹線に接続する直行特急の実現は重要であり、在来線の運行体系等が見直されてきているなか、更なる利便性向上が強く求められるところです。東日本と西日本を結ぶ速達性や広域移動に係る利便性を高めるためには、関西・北陸方面と新潟方面へのアクセス向上につなげるための優等列車など、多様な運行タイプによる移動手段の充実に努めることが重要です。

このため、北陸・上越両新幹線と在来線との接続性や速達性の確保による利便性の維持・向上を図るために、今後も上越・北陸新幹線直行特急の実現に向け、積極的な取組をお願いいたします。

また、速達型「かがやき」の新潟県内の停車機会の確保については、全国新幹線鉄道整備法に基づき、利便性の向上など地域振興に資するという理由で地方に負担が課されたことを

踏まえると、各県に同等の停車機会を与えるべきと考えます。

間もなく、北陸新幹線は敦賀まで延伸されることから、運行各社では関東・関西方面への速達性・利便性を考え、輸送体系の見直しを行うことが予想されます。是非この機会を捉え、速達型「かがやき」の新潟県内の停車確保について、国やＪＲへの働き掛けを強めてくださるようお願いいたします。

令和４年度に予定する北陸新幹線の敦賀延伸により、関西方面からの旅客流動の増加など、利用動向やニーズ等に変化が生じ、速達便の「かがやき」についても、新しい価値や役割が付与されていくことが期待されるところです。「かがやき」の県内駅停車や優等列車等の充実については、これまでも関係同盟会等とともにＪＲ等への要望活動を行っているところですが、実現には乗降客の増加や乗り継ぎ需要の開拓が必要であることから、引き続き、沿線市や経済団体等と連携して、利用拡大等に取り組んでまいります。また、日本海側を縦貫する高速鉄道の整備については、優等列車の充実等について、引き続きＪＲへの働きかけを行っていくとともに、長期的には羽越新幹線の整備計画の決定に必要となる調査の早期実施に向けて、関係県と連携し、国等への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

（２）上越新幹線の運行本数維持について

北陸新幹線の開業に伴い、上越新幹線の「とき」「たにがわ」の運行本数は見直され若干減便されましたが、今後は上越新幹線の運行本数が減少されることなく、現状の利便性が維持されますよう、運行会社に働き掛けてくださるなど、積極的な取組をお願いいたします。

北陸新幹線開業により懸念された上越新幹線の便数削減は、利用者の北陸新幹線へのシフトの影響から、東京－越後湯沢間の「たにがわ」で７往復が減便されたものの、東京－新潟間で１往復の減便にとどまり、その後、利用者数は毎年度増加しています。しかしながら、今後の利用者の減少による追加削減等の可能性は懸念されることから、更なる利用促進と活性化が必要であり、沿線市や経済団体等と連携して、利用拡大等に取り組むほか、引き続き、ＪＲ東日本等に対して、利便性の向上などを働きかけを行ってまいります。

（３）北陸新幹線と並行在来線の利便性確保について

北陸新幹線開業に伴い、えちごトキめき鉄道株式会社が運行している妙高はねうまラインでは、上越妙高駅での新幹線との接続改善等の利便性向上に取り組まれ、改善が図られてきているところです。しかし、いまだに一部において接続の不便さが見られるとの指摘があることから、新幹線の最大メリットである時間短縮効果を活かし、上越市内中心部への誘導や観光地でもある妙高市・糸魚川市など上越地域全体の観光振興のためにも、各運行会社との調整を含め最良の接続となるようなダイヤ改正について、えちごトキめき鉄道株式会社に働き掛けをお願いいたします。

また、北越急行株式会社が運行している「ほくほく線」についても、上越新幹線越後湯沢駅と（信越本線、えちごトキめき鉄道経由）北陸新幹線上越妙高駅との接続が不便との声が多く聞かれます。「超快速」の増便を含めたアクセスの向上はもとより、北越急行車両については利用者からは「トイレ設置車両」の導入を希望する声が多いことから、ハード・ソフト両面からの利便性向上に向けて、北越急行株式会社及びえちごトキめき鉄道株式会社へ働き掛けてくださ

るようお願いいたします。

貴団体をはじめ関係団体から寄せられる、上越妙高駅の接続改善を求める要望・意見については、ＪＲ等関係鉄道事業者にお伝えしてきており、平成 27 年 3 月の開業以降、地域の声を踏まえ、新幹線と在来線（特急・快速・普通列車）の接続の円滑化に向けたダイヤ改正が行われてきたところです。今後も、地域の声を踏まえ、上越妙高駅及び越後湯沢駅における接続の円滑化等が図られるよう、関係鉄道事業者に求めてまいります。また、ほくほく線沿線地域振興連絡協議会（交通政策部会）において、トイレ設置に係る利用者の声があることを北越急行には伝達しているところです。

（４）県内高速鉄道網の整備について

北陸新幹線の開業後、新幹線による人的交流の拡大は首都圏及び北陸・関西圏にも波及し、新幹線の開業効果は着実に現れているものと考えています。

しかしながら、北陸新幹線開業後、上越・糸魚川方面から高速鉄道網による県都新潟市方面への利便性が大きく低下をしており、北陸新幹線の越前・糸魚川駅からのアクセス特急及び快速列車の利便性についても十分確保されている状況とは言えません。

つきましては、上越・糸魚川方面から県都新潟市方面への利便性確保のための特急増便やダイヤの見直しについて、運行各社に強力に働き掛けてくださるようお願いいたします。

上越地域と新潟地域を結ぶ特急列車は、北陸新幹線の長野ー金沢間開業後も、5 往復が維持されているものの、一方で糸魚川方面との直通快速が廃止されるなど、利便性の低下が課題と考えております。糸魚川・上越地域と県都・新潟をつなぐ特急・快速列車は、県内の拠点間交通として重要であることから、利便性の維持・向上に向け、ＪＲ等関係鉄道事業者への働きかけを行っているところです。引き続き、関係団体等と連携して、ＪＲ等への働きかけを行ってまいります。

（５）新潟空港のアクセス向上について

県では「新潟空港アクセス改善協議会」での議論を踏まえ、まずは既存の交通機関の改善等により空港利用客の増加を目指すという方向性を示されました。

しかし、新幹線の空港延伸を含め、鉄軌道を利用した新潟空港へのアクセス強化については、新潟空港の活性化のみならず、太平洋側のリダンダンシーの確保といった観点からも重要なプロジェクトだと認識しています。

こうした観点から、県におかれましては、空港活性化に向けた様々な取組の中で、空港アクセスのあり方について、一層議論を深めてくださるようお願いいたします。

新潟空港への軌道アクセスの整備については、新潟空港アクセス改善協議会における議論の結果、財源確保や採算性等の課題に加え、インバウンド需要の今後の動向等の不確実な要素も多いことから、まずは短中期的な取組により航空利用者を増やすこととし、新幹線を含む軌道系アクセスの整備は長期的改善策として位置付けされました。空港への軌道系アクセスの整備は、リダンダンシー確保以外にも、空港の活性化やまちづくり、ひいては本県の拠点性の向上につながる効果的な手段の一つであることから、関係者との意見交換等を行いながら、実現に向けた知恵出しをしていきたいと思っております。いずれにしても、現在進めている既存路線の拡充や新規路線誘致、二次交通の整備などの短中期的に実行可能な取組により、着実に航空

利用者を増やすことで、出来る限り早期に軌道系アクセスの本格的な検討を開始できるよう努めてまいります。

9. 観光振興の取組強化について

（１）観光・コンベンション機能の強化によるMICE開催地としての新潟県の魅力向上に向けた取組について

観光・コンベンション機能の強化を図り、MICE開催地としての魅力を高めることは、交流人口の増加、経済波及効果の創出、さらには都市としての競争力向上といった観点からも非常に重要なことです。

上越新幹線・北陸新幹線 2 本の新幹線を有するアクセスの良さや、朱鷺メッセ、ビッグスワンといった大規模施設を有する優位性を活かすとともに、県内各市町村や産業・経済界とも連携を図りながら、国内外に向けた情報発信力の強化、積極的なセールスプロモーションの展開に努めてくださるようお願いいたします。

また、新潟県内におけるMICE開催の際は、あらゆる手立てを尽くして、主催者及び参加者の満足度を高め、定期的な開催につなげるべく取組を強化してくださるようお願いいたします。

新潟、長岡、上越観光コンベンション協会などと連携しながら、朱鷺メッセに代表される施設面での優位性や充実したサポート体制などをPRし、官民一体となってMICE誘致に取り組んでまいります。また、本県でのMICE開催を検討されている方の情報をデータベース化することで、誘致活動をより効果的に展開するとともに、主催者のニーズにマッチしたおもてなしメニューの開発などにより主催者の満足度の向上にも取り組んでまいります。

（２）産業観光施設のPR強化について

新潟県内に存在する産業に関する歴史的施設や生産施設等は、名勝・旧跡、温泉などの観光資源に加えて新たな観光資源として注目を集めてきています。

県におかれましては、県内の産業観光施設の情報収集・発信について、すでに取り組をいただいておりますが、関係機関との協力の下、さらに詳細なデータの提供などにより一層深掘りした取組を図ってくださるようお願いいたします。

また、地域が主体的に産業観光の核となる資源の活用を図る取組に対して支援してくださるようお願いいたします。

地域に根ざした産業は、着地型観光のコンテンツとしても注目されており、本県観光情報HP等を活用した情報発信や、外国人観光客に向けた体験プログラムの紹介等に取り組むとともに、地域の魅力ある観光地づくりへの支援補助事業等により、産業観光の活性化に向けた地域の主体的な取組を支援してまいります。

（３）佐渡金銀山の世界遺産登録に向けた取組について

県および佐渡市におかれましては、佐渡金銀山の世界遺産登録実現に向けた各種取組を進められていますが、平成27年から国内推薦が見送られているのが現状です。

今後は、令和2年度のユネスコへの世界遺産推薦候補としての選定に向けて、国から示された課題を分析の上、推薦書案の修正を進めていただくとともに、遺産を未来へ引き継ぐための資産の保存・活用及び来訪者の受入体制整備等についても検討を進め、なお一層の取組・対応を図ってくださるようお願いいたします。

当連合会としまして、「佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議」に参画するなど支援活動を展開していますが、引き続き、佐渡金銀山の世界遺産登録早期実現に向けまして各種取組を図って参ります。

令和2年度の国内推薦を目指し、学術委員会や海外の専門家の指導及び文化庁の助言に基づき、推薦書原案を改訂し、3月末に国へ提出する予定です。また、官民協働で推進を図る『佐渡金銀山』保存・活用行動計画（H28～34年）に基づき、重要文化財の大立竪坑や高任粗碎場等の修理を進めるとともに、アクセスルートの整備やガイドの養成など来訪者の受入体制整備等を推進することにより、遺産を未来へ引き継ぎ、活用を図ってまいります。

（４）「ＳＬばんえつ物語」の広域的ＰＲ促進と支援について

「ＳＬばんえつ物語」（新津一会津若松間を土・日・祝祭日運行）は運行開始から20年を経過しましたが、旅路の浪漫をかき立てる乗り物として県内外からの根強い人気があります。これまでの累計乗客数は90万人に迫る実績を誇っています。

つきましては、現在定期運行しているＳＬを「インバウンド観光」を推進するための有力な観光ツールとして、外国人観光客に向けて積極的にアピールしていただくとともに、首都圏や近隣各県（長野、富山、群馬、山形、福島など）及び関西圏（大阪、京都など）に対しても、ＪＲとともに官民挙げてＰＲし、県観光施策の重点事業として引き続き積極的に支援して下さるようお願いいたします。

「ＳＬばんえつ物語号」は、本県と福島県とを結び、広域的な取組を進めることができる観光資源です。2020年秋のアフターデスティネーションキャンペーン開催も踏まえ、引き続きＪＲや沿線地域の自治体等と連携したＰＲを進めるとともに、海外の旅行エージェントにも情報発信し、インバウンド促進に活用してまいります。

（５）「観光地域づくり法人（DMO）」への支援と観光客受入体制の強化について

県内ですでに登録されている地域の観光戦略を主導する「観光地域づくり法人（DMO）」に対し、国の制度等も活用しながら支援強化を図っていただくとともに、新たなDMOの設置に向けた動きに対しましては、財政的な面を含め積極的に支援して下さるようお願いいたします。

また、平成30年12月に新潟県観光協会が日本版DMOに登録されましたが、県観光協会との連携を強化し、全県を網羅する観光情報発信拠点の整備や、観光案内看板・パンフレット等の多言語化を従前以上に進め、インバウンドを含めた観光客の受入体制を整備して下さるようお願いいたします。

県内の登録法人のネットワーク化を進め、課題や成功事例の共有を図るとともに、国の専門家派遣や中核人材の育成事業等を活用しながら組織の更なる強化を支援してまいります。併せて、市町村等が実施する観光パンフレットの多言語化などの取組を支援しているところであり、

新潟県観光協会とも連携しながら、インバウンドを含めた観光客の受入体制の整備を推進してまいります。

(6) 地域資源を活用した新潟県の魅力発信及びインバウンドの促進について

新潟には、「米」や「酒」をはじめ、四季折々の自然と風土が育んできた「食」、日本の原風景が残る里山や棚田の美しい景色、豪農の館や寺院、町屋などの伝統建築と日本庭園、新潟古町芸妓等の伝統芸能、さらには山古志、小千谷地域が「発祥の地」ということで県の観光魚に指定された錦鯉など、数多くの魅力ある地域資源があるものの、その魅力を十分に国内外に発信できていないように思われます。また、見る観光のみならず、五感で体験する観光ということであれば、ものづくりの現場を見学・体験するような「体験型観光」のコンテンツも新潟が有する地域資源のひとつだと思います。

今後は、これらの県内の魅力ある地域資源を磨き上げ、「新潟ブランド」として積極的に国内外に発信していただくとともに、近隣県との広域観光に向けた連携を強化し、さらなる交流人口の増加を目指す観光プロモーション戦略を確立して下さるようお願いいたします。

加えて、ブランド力が高い地域資源を活用した効果的なプロモーションを展開することで、クルーズ船の誘致やインバウンドの促進につなげていくとともに、インバウンド促進の観点からも、キャッシュレス決済サービス（ＱＲコード決済含む）導入に向けた県独自の補助制度創設を含む支援策の展開や、公共交通機関でのＩＣカード乗車券の導入等を積極的に推進して下さるようお願いいたします。

本県は、食や自然、歴史・文化など、地域ならではの多様な魅力を有しており、今後、更なるインバウンドの推進など、交流人口の拡大に向けて、「体験型観光コンテンツ」の創出・磨き上げを進め、効果的に国内外へ発信するなかで年間を通じた誘客に取り組めます。また、海外観光コーディネーターや海外旅行社、メディアなどの連携強化を通して、現地でのプロモーション活動の頻度を上げるとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催期間に新潟館ネスパス等で「錦鯉」や「雪」をはじめとした本県の魅力あるコンテンツの発信などにより、海外での知名度向上につなげます。加えて、近隣県との広域周遊ルートの形成促進など広範囲に取り組む必要があることから、他県や市町村、関係者等とともに、本県の魅力発信に努めてまいります。公共交通機関でのＩＣカード乗車券は、これまでＪＲ等において、新潟市を中心に導入が進められておりますが、県では鉄道整備促進協議会等を通じて、ＪＲにＳｕｉｃａ等のエリアの拡大等を働きかけるなど、県内での導入促進に努めてまいります。

2019 年 11 月 22 日

衆議院議員

泉田 裕彦 様

長岡商工会議所

会頭 丸山 智

「令和２年度税制改正に関する要望」について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和２年度税制改正につき、別添要望事項への、特段のご高配を賜ります
よう何卒お願い申し上げます。

敬 具

[本件担当] 専務理事 山村 雅隆

TEL : 0 2 5 8 - 3 2 - 4 5 0 0

FAX : 0 2 5 8 - 3 4 - 4 5 0 0

事業承継の円滑化、新事業展開・生産性向上を促す税制の整備を！

2 0 1 9 年 1 1 月

長 岡 商 工 会 議 所

日 本 商 工 会 議 所

1. 価値ある事業を次世代へ繋ぐ「第三者承継」を後押しする税制措置の創設

- 早期の事業引継を促すため、株式等の譲渡に対するインセンティブ措置および買い手企業に対する買収リスク軽減措置(「のれん」の一括償却等)を講じるべき

2. 中小・スタートアップ企業の企業連携等による地域の新たな産業の創出

- 中小企業等によるスタートアップ投資を通じて、オープンイノベーションを促す税制措置の創設
- 個人からの出資を促すエンジェル税制の要件緩和(創業期間要件(3年)の延長等)

3. 約50万社が活用する「少額減価償却資産の損金算入特例」の延長

- 本特例は、減耗の激しい器具の更新等、恒常的に発生する設備投資に活用されており、中小企業の事務負担の軽減・生産性向上に大きく寄与
- 軽減税率対応、最低賃金引上げ、時間外労働規制等により、中小企業の生産性向上が急務。遅れているIT化・IoT対応を促すためにも、本特例は縮減することなく延長すべき

4. 中小企業の販路開拓を後押しする「交際費の損金算入特例」の延長

- 取引先が限定される中小企業において、交際費は販路開拓等のため不可欠な支出。地域の消費喚起にも資することから、本特例は確実に延長すべき

5. 2023年10月から導入予定のインボイス制度は、廃止を含め慎重に検討すべき

- 消費税軽減税率制度導入によって制度が複雑化したうえに、適格請求書等(インボイス)の発行・保存・確認に係る事務負担の増加は、生産性向上に逆行
- 免税事業者(約500万者)の取引排除等、地域経済への影響も極めて大きく、インボイス制度は、廃止を含め慎重に検討すべき

新型コロナウイルス感染症対策における中小企業支援に関する緊急提言（案）

2020年3月5日

日本商工会議所

全国の515商工会議所は1月29日から、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、新型コロナウイルス感染症による経営への影響を受けた中小企業・小規模事業者の相談に迅速に対応している。商工会議所への相談件数は、2月下旬から急増し、3月3日現在、1,188件となっている。

相談内容をみると、初期は、「インバウンドの減少」や「サプライチェーンの停滞」に起因する「宿泊・ツアーのキャンセル」「海外製部品が届かず生産停止」など観光関係産業や製造業からの相談が目立っていたが、感染の拡大により、「日本人観光客の減少」に起因する相談が増え、近時は、「イベント中止」や「学校一斉休業」に起因する「相次ぐ予約キャンセルで大幅な売上減少」「従業員の休業で業務に支障」「3月～4月の修学旅行が中止でキャンセル続出」など、全国の様々な業種・業態の中小企業・小規模事業者から、悲鳴に近い声が寄せられている。

また、日本商工会議所の調査（実施時期：2月中旬）では、6割を超える中小企業・小規模事業者が、「製品・サービスの受注・売上減少、客数減少」など新型コロナウイルス感染症により経営に影響（懸念を含む）が生じていると回答しているが、同調査実施以降の様々な事態を鑑みると、経営に与える影響はさらに拡大していると推察される。

現在、収束時期など先が見えない不安感が国内を覆い、経済活動が過度に委縮しており、この状態が長引くと甚大な経済的なダメージを受けかねないと懸念する。今夏の東京オリンピック・パラリンピックを確実に成功させるためにも、当面の緊急対応を行うことはもとより、感染状況等を見極めつつ大胆な経済財政対策の検討を行うことが求められる。

これまで、日本商工会議所は、政府にその都度、中小企業・小規模事業者の声を伝え、政府には「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（2月13日）やその後の具体的な施策など迅速果敢に様々な中小企業支援策を講じていただいているが、今般、日本商工会議所は、この難局の中、事業継続に奮闘している中小企業・小規模事業者の声を踏まえて、本緊急提言を取りまとめた。

については、中小企業・小規模事業者の窮状をご賢察いただき、下記事項を何卒実現されたい。

記

I. 当面の対応策

1. 感染拡大防止・早期収束に向けた果敢な対応

- ・中小企業・小規模事業者は厳しい状況に置かれている中、必死に対応しているところではあるが、この状態が長引くと経営にさらに相当なダメージを受けかねないため、より一層、感染拡大防止・早期収束に向け果敢に対応されたい。

2. 専門的・科学的根拠に基づいた情報発信の徹底

- ・過度に新型コロナウイルス感染症への不安を煽らないよう、専門的・科学的根拠に基づいた適時・的確な情報発信を徹底されたい。
- ・国内外のわが国の風評払拭に向け、情報発信等の対応を強化されたい。

3. 資金繰り支援（セーフティネット機能の強化）

(1) 特別貸付制度（別枠、低利）の創設

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対する特別貸付制度（別枠、低利、長期）を創設されたい。

(2) マル経融資の特別制度（別枠、低利）の創設

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者に対する小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の特別制度（別枠、低利）を創設されたい。

(3) 条件変更先への資金繰り支援など柔軟な対応

- ・政府系金融機関および民間金融機関、信用保証協会等に対し、積極的な新規融資や返済猶予等の既往債務の条件変更、条件変更先への資金繰り支援など、資金繰りの円滑化に向け柔軟に対応されるよう、引き続き周知徹底されたい。

(4) 二重債務問題の解消

- ・これまでの大規模自然災害で被災した中小企業・小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合の二重債務問題を解消する対策を講じられたい。

(5) 納税申告期限の延長

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、急激な売上減少等により納税困難な中小企業に対して、国税・地方税の申告期限の延長措置を講じられたい。その際、延滞税・利子税等が課せられることのないよう配慮されたい。

4. 事業環境の整備

(1) 売上向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、売上向上等に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、商品・サービス開発、IT活用、海外展開等を強力に支援されたい。

(2) 政府の要請に伴い影響を受ける事業者への支援

- ・政府の要請を受けてのイベント・宴会中止に伴い損失を被る中小企業・小規模事業者への支援に努められたい。

(3) 当面の消毒等の対処費用の支援

- ・感染者発生時の事業所の消毒、店頭在庫の廃棄等、保健所の指導等に基づいて義務的に発生する費用を支援されたい。

(4) 感染拡大を防ぐためのマスク・アルコール消毒液等の確保

- ・マスク・アルコール消毒液等は、業務上も感染拡大を防ぐために必要であり、早期かつ安定的な供給を図られたい。

(5) 下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止等

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止等に向け、要請（2月14日）通りの対応となるよう実効性を確保されたい。

(6) 柔軟な納期等の特段の配慮

- ・官公需について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮が各府省や都道府県等に要請（3月3日）されたが、柔軟な納期・工期の設定など同要請通りの対応となるよう運用されたい。
- ・併せて、官公需以外についても、政府から同様の趣旨の呼びかけを図られたい。

(7) 申請書類の大幅な簡素化・手続きの迅速化

- ・支援施策を利用する際の申請書類の大幅な簡素化や手続きの迅速化を図られたい。

5. 雇用・労働対策

(1) 雇用維持に向けた雇用調整助成金の受給要件の緩和

- ・雇用調整助成金について、新型コロナウイルス関連で事業活動の縮小を余儀なくされている事業主が幅広く利用できるよう、時限的に、受給要件の撤廃、対象者の拡大（非正規を含めた雇用者）、助成率の引上げ等を図られたい。
- ・手続きを迅速に行うことで受給決定までに要する期間の短縮化を図るとともに、申請書類は郵送または持参で受け付けているが、事務負担の更なる軽減と感染症拡大防止の両方の観点から、電子申請の導入を実現されたい。

(2) 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

- ・安倍総理大臣が表明した「職場を休まざるを得なくなった保護者への新たな助成金制度」について、当該状況は雇用の形態によらず発生するものであり、労働者だけでなく経営者・個人事業主を含め、職場を休まざるを得なくなった全ての保護者に対し、公平に政府が助成金を支給されたい。
- ・このたびの緊急対応により、雇用保険特別会計や事業主拠出金の積立金残高が大幅に目減りするようであれば、料率引上げではなく国庫負担により補填されたい。

(3) テレワークの活用推進

- ・時間外労働等改善助成金（テレワークコース）特例コースの活用推進に向け、中小企業目線の IT 専門家による支援体制の構築とともに、以下の措置を講じられたい。

- パソコン、タブレット、スマートフォンの導入費の支給対象化
- 手続きの迅速化による、受給決定までの期間の短縮化

※助成金の支給対象：テレワーク用通信機器の導入・運用、保守サポートの導入、クラウドサービスの導入、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者や労働者に対する研修・周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング。

(4) フレックスタイム制度など柔軟な働き方の導入促進

- ・フレックスタイム制度は時差出勤に有効であるが、同制度を導入している企業は 2 割にとどまることから、導入要件（就業規則への規定、労使協定の締結等）等をより一層周知するなど、制度導入を促進されたい。

(5) 中小企業の新卒採用活動に対する支援

- ・合同会社説明会が中止になっている状況に鑑み、都道府県労働局が中小企業を対象に Web 上で合同会社説明会を実施することや新型コロナウイルス感染症の影響が収束した後に合同会社説明会を開催する等、中小企業の新卒採用を支援されたい。

(6) 時間外労働の上限規制への柔軟な対応

- ・中小企業を対象に「時間外労働の上限規制」が 4 月から施行されるが、新型コロナウイルス対応で繁忙な中小企業に対して、労働基準監督署が助言・指導にあたっての配慮規定に則り丁寧な指導を実施するよう、周知徹底されたい。
- ・新型コロナウイルス対応で繁忙な事業主から労働基準法第 33 条（災害時の時間外労働等）の適用に関する届出がなされた場合、労働基準監督署が迅速に許可をするなど柔軟に対応するよう、周知徹底されたい。

(7) 最低賃金に関する新たな政府方針の設定と中小企業の経営実態を踏まえた適正な水準の決定

- ・「経済財政運営と改革の基本方針」で示される最低賃金に関する政府方針について、政府は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による日本経済への影響を慎重に見極めたうえで、2020 年度の政府方針を設定されたい。
- ・最低賃金の水準について、2020 年度は例年以上に足元の景況感や経済情勢を十分に反映した慎重な審議が求められる。リーマン・ショック時の 2009 年度の引上げ率（1.42%）や東日本大震災時の 2011 年度の引き上げ率（0.96%）を踏まえ、2020 年度は、引上げの凍結を視野に入れたうえで、中小企業の経営実態を踏まえた適正な水準を決定されたい。

Ⅱ．大胆な経済財政対策の検討

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の様々な業種・業態の中小企業・小規模事業者が、大幅な売上減少など大打撃を受けており、地域経済に与える影響も計り知れない。
- ・については、感染状況等を見極めつつ、地域経済を支えている中小企業・小規模事業者が勇気を持って事業の再起や継続を進められるよう、国内外の観光振興策の強化をはじめ事態の収束後も見越した需要喚起策などの大胆な経済財政対策を検討する必要がある。

以 上